

第 17 章 水 防 解 除

1 水防管理者

水防管理者は、水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に減じ、警戒の必要がなくなって水防解除を命じたときは、これを一般に周知させるとともに、所轄土木事務所長及び広域振興局長に報告する。

2 土木事務所長

土木事務所長は、前項の報告を受けたときは、直ちに建設交通部河川課・砂防課に報告する。

第 18 章 水 防 活 動 報 告

水防が終結したときは、その都度関係水防管理団体の長は、遅滞なく92、93頁の様式『水防活動実施報告書』により5日以内に土木事務所を経由して知事に報告するものとする。

ただし、警戒のみに終わった場合は、この限りではない。

第 19 章 水 防 訓 練

- 1 指定水防管理団体は、水防訓練を毎年1回以上なるべく出水期前に行うものとする。
- 2 その他の水防管理団体の訓練の時期は、前項に準ずる。

第 20 章 洪水浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

1 洪水対応

(1) 平成27年水防法に基づく洪水浸水想定区域の指定

洪水予報河川及び水位周知河川について、想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定さ

れる水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。

洪水予報河川及び水位周知河川の洪水浸水想定区域の指定、公表状況及び関係市町村は、以下のとおりである

水系名	河川名	指定・公表年月	関係市町村
淀川	鴨川	H30.5	京都市、八幡市、久御山町
	高野川	H30.5	京都市
	桂川(周山)	H30.5	京都市
	弓削川	H30.5	京都市
	山科川	H30.5	京都市、宇治市
	天神川	H30.5	京都市
	小畑川	H30.5	京都市、向日市、長岡京市、大山崎町
	小泉川	H30.5	長岡京市、大山崎町
	大谷川	H30.5	京田辺市、八幡市
	煤谷川	H30.5	精華町、京田辺市
	山田川	H30.5	精華町、木津川市
	井関川	H30.5	木津川市
	赤田川	H30.5	木津川市
	桂川(中流)	H30.10	亀岡市、南丹市
	園部川	H30.10	南丹市
	普賢寺川	H30.10	京田辺市
	犬飼川	H30.10	亀岡市
	田原川	H30.10	京都市、南丹市
	和束川	R1.5	木津川市、和束町
	田原川	R1.5	宇治田原町
由良川	高屋川	H30.5	京丹波町
	犀川	H30.5	綾部市
	和久川	H30.5	福知山市
	牧川	H30.5	福知山市
	土師川	H30.5	福知山市
	宮川	H30.5	福知山市
	棚野川	H30.10	南丹市
二級河川	志楽川	H30.10	舞鶴市
	伊佐津川	H30.10	舞鶴市

	野田川	H30.10	宮津市、与謝野町
	竹野川	H30.10	京丹後市
	福田川	H30.10	京丹後市
	川上谷川	H30.10	京丹後市
	佐濃谷川	H30.10	京丹後市

京都府ホームページ公表アドレスは下記のとおりである。

http://www.pref.kyoto.jp/sabo/kouzui_sinsui/kouzuinsuisouteikuiki.html

(2) 平成27年改正前の水防法に基づく浸水想定区域の指定の状況

平成27年改正前の浸水想定区域図は、想定最大規模降雨を前提とした洪水浸水想定区域が指定されるまでの間、法改正後の洪水浸水想定区域とみなされる。

平成27年水防法改正前の浸水想定区域は下記のとおりである。

水系名	河川名	指定年月	関係市町村
由良川	上林川	H25.4	綾部市
二級河川	大手川	H25.4	宮津市
	筒川	H27.7	伊根町
	宇川	H25.4	京丹後市

平成27年改正前の浸水想定区域図は、京都府建設交通部砂防課及び府土木事務所において閲覧に供しています。

(3) 災害からの安全な京都づくり条例に基づく洪水浸水想定区域図の公表状況

洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川について、想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域図として公表する。

同条例に基づく洪水浸水想定区域の公表状況及び関係市町村は、以下のとおりである。

水系名	河川名	公表年月	関係市町村
淀川	西高瀬川	H30.5	京都市
	岩倉川	H30.5	京都市
	長代川	H30.5	京都市
	御室川	H30.5	京都市
	宇多川	H30.5	京都市
	旧安祥寺川	H30.5	京都市

安祥寺川	H30. 5	京都市
四宮川	H30. 5	京都市
合場川	H30. 5	京都市
西野山川	H30. 5	京都市
西野山川支川	H30. 5	京都市
藤尾川	H30. 5	京都市
久保川	H30. 5	大山崎町
犬川	H30. 5	長岡京市
善峰川	H30. 5	京都市、長岡京市
芥川	H30. 5	京都市
防賀川	H30. 5	京田辺市、八幡市
馬坂川	H30. 5	京田辺市
手原川	H30. 5	京田辺市
天津神川	H30. 5	京田辺市
遠藤川	H30. 5	京田辺市、精華町
渋谷川	H30. 5	木津川市
乾谷川	H30. 5	精華町
鹿川	H30. 5	精華町
山松川	H30. 5	木津川市
石部川	H30. 5	木津川市
乾谷川放水路	H30. 5	精華町
井関川放水路	H30. 5	木津川市
鬼灯川	H30. 10	京田辺市
古川	H30. 10	京都市、宇治市、城陽市、久御山町
名木川	H30. 10	宇治市、久御山町
井川	H30. 10	宇治市
堂ノ川	H30. 10	京都市、宇治市
弥陀次郎川	H30. 10	京都市、宇治市
戦川	H30. 10	宇治市
新田川	H30. 10	宇治市
志津川	H30. 10	宇治市
笠取川	H30. 10	宇治市
鶉ノ川	H30. 10	亀岡市
西川	H30. 10	亀岡市

年谷川	H30.10	亀岡市
雑水川	H30.10	亀岡市
曾我谷川	H30.10	亀岡市
愛宕谷川	H30.10	亀岡市
七谷川	H30.10	亀岡市
古川	H30.10	亀岡市
山内川	H30.10	亀岡市
菰川	H30.10	亀岡市
法貴谷川	H30.10	亀岡市
千々川	H30.10	亀岡市
東所川	H30.10	亀岡市
三俣川	H30.10	亀岡市、南丹市
官山川	H30.10	南丹市
馬田川	H30.10	南丹市
天神川	H30.10	南丹市
陣田川	H30.10	南丹市
半田川	H30.10	南丹市
本梅川	H30.10	亀岡市、南丹市
八田川	H30.10	南丹市
音羽川	H30.10	亀岡市
神田川	H30.10	亀岡市
北川	H30.10	亀岡市
門口川	R1.5	宇治田原町
犬打川	R1.5	宇治田原町
符作川	R1.5	宇治田原町
糠塚川	R1.5	宇治田原町
大導寺川	R1.5	宇治田原町
禪定寺川	R1.5	宇治田原町
石詰川	R1.5	宇治田原町
奥山田川	R1.5	宇治田原町
里川	R1.5	宇治田原町
杣田川	R1.5	和束町
南川	R1.5	和束町
中村川	R1.5	和束町

	門前川	R1.5	和束町
	谷山川	R1.5	和束町
	椎原川	R1.5	和束町
	胡麻川	R1.5	南丹市
	志和賀川	R1.5	南丹市
	海老谷川	R1.5	南丹市
	室谷川	R1.5	南丹市
	中世木川	R1.5	南丹市
由良川	須知川	H30.5	京丹波町
	弘法川	H30.5	福知山市
	嶋谷川	H30.5	福知山市
	竹田川	H30.5	福知山市
	荒倉川	H30.10	綾部市
	安場川	H30.10	綾部市
	田野川	H30.10	綾部市
	雲原川	R1.5	福知山市
	玉川	R1.5	福知山市
	北原川	R1.5	福知山市
	佳津良川	R1.5	福知山市
	榎原川	R1.5	福知山市
	堺川	R1.5	福知山市
	相長川	R1.5	福知山市
	法川	R1.5	福知山市
	大谷川	R1.5	福知山市
二級 河川	堀川	H30.10	舞鶴市
	鹿原川	H30.10	舞鶴市
	祖母谷川	H30.10	舞鶴市
	与保呂川	H30.10	舞鶴市
	椿川	H30.10	舞鶴市
	菅坂川	H30.10	舞鶴市
	天清川	H30.10	舞鶴市
	池内川	H30.10	舞鶴市
	青谷川	H30.10	舞鶴市
	米田川	H30.10	舞鶴市

高野川	H30.10	舞鶴市
女布川	H30.10	舞鶴市
吉永川	H30.10	京丹後市
力石川	H30.10	京丹後市
徳良川	H30.10	京丹後市
鳥取川	H30.10	京丹後市
溝谷川	H30.10	京丹後市
芋野川	H30.10	京丹後市
小西川	H30.10	京丹後市
鱒留川	H30.10	京丹後市
久次川	H30.10	京丹後市
善王寺川	H30.10	京丹後市
大谷川	H30.10	京丹後市
常吉川	H30.10	京丹後市
久住川	H30.10	京丹後市
新庄川	H30.10	京丹後市
三原川	H30.10	京丹後市
長野川	H30.10	京丹後市
円頓寺川	H30.10	京丹後市
永留川	H30.10	京丹後市
芦原川	H30.10	京丹後市
伯耆谷川	H30.10	京丹後市
香河川	H30.10	与謝野町
奥山川	H30.10	与謝野町
水戸川	H30.10	与謝野町
岩屋川	H30.10	与謝野町
加悦奥川	H30.10	与謝野町
温江川	H30.10	与謝野町
桜内川	H30.10	与謝野町
滝川	H30.10	与謝野町

また、京都府ホームページ公表アドレスは下記のとおりである

http://www.pref.kyoto.jp/sabo/kouzui_sinsui/kouzuisinsuisouteikuiki.html

(4) 洪水ハザードマップ

洪水浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた第3章の市町村防災会議の責任に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村にあつては、同法第8条第3項に規定する事項を含む。）を記載した印刷物の配布、インターネットを利用した提供その他の必要な措置を講じることとする。

(5) 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告するものとする。

市町村は、市町村地域防災計画において、地下街等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

(6) 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条第1項によるものを含む。）は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

作成した計画は市長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。

さらに、自衛水防組織を置くよう努めるとともに、同組織を置いたときは、市町村長に報告しなければならない。

市町村は、市町村地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

なお、避難確保計画の作成が義務付けられた要配慮者利用施設に対し、講習会を開催するなど避難確保計画作成を促進する。

(7) 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市町村は、市町村地域防災計画において、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

(8) 浸水被害軽減地区

浸水被害軽減地区は、水防管理者が浸水の拡大を抑制する効用があると認められるもの指定した地区である。

第 2 1 章 大阪府及び兵庫県との協定事項

1 大阪府との協定事項

- (1) 本府管内における淀川及び同支川、木津川及び桂川の堤防が決壊又は溢水の危険がある場合又は決壊した場合は、直ちに大阪府都市整備部河川室に通報するとともに、その後の情報を連絡すること。
- (2) 上下流の各水防管理者から応援を求められたときは、水防法第23条の規定に基づいて行動すること。

2 兵庫県との協定事項

- (1) 兵庫県内における竹田川の堤防が決壊、又は溢水の危険がある場合、又は決壊した場合は、直ちに京都府中丹西土木事務所に通報するとともにその後の情報を連絡すること。
- (2) 上下流の各水防管理者から応援を求められたときは、水防法第23条の規定に基づいて行動すること。
- (3) 市島町量水標（兵庫県丹波土木事務所）が氾濫注意水位（警戒水位）に達したときは、京都府中丹西土木事務所に通報すること。

水防活動報告書様式（1）

水防活動実施報告書

令和 年 月 日
作成責任者

出水の概況	川 警戒水位 m 雨 量 mm								
水防実施箇所	川 左岸 地先 m 右岸								
日時	自 月 日 時 至 月 日 時								
出動人員	水防団員		消防団員		その他		合計		
	人		人		人		人		
水防作業の概況及び工法	箇所 m								
	工 法								
水防の結果	効果 被害	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他
		m	m ²	m ²	戸	m	m	人	
使用資器材	かます、俵					居住者の 出動状況			
	万年、土俵								
	なわ					水防関係者の			
	丸太					死 傷			
	その他					雨量水位の 状 況			
水防活動に関する 自己批判 備考									

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

水防活動実施報告書様式(2)

水防管理団体名 _____

平成30年台風第〇号における水防活動 (京都府〇〇市消防団・平成29年9月〇〇日～〇〇日)

〇概要

〇〇市〇〇消防団、〇〇市〇〇水防団等は、平成30年8月〇日、台風第〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量〇〇mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
8/〇～8/〇 約12時間	〇名	・土のう積み(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
堤防巡視

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
積み土のう工

水防活動または
被害状況写真

〇〇川右岸(〇〇地先)
月の輪工

水防活動または
被害状況写真

〇〇地区の浸水被害

水防活動実施箇所
地図